

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

① 派遣労働者の数	33人（1日平均）
② 派遣先の数	8件（年度実績）
③ マージン率	32%（少数点1位未満四捨五入）
④ 教育訓練に関する事項	・機械等・原材料等の危険性、有害性及び取扱方法 ・安全装置・保護具等の性能及び取扱方法 ・作業手順 ・作業開始時の点検に関すること ・業務上発生するおそれのある疾病の原因及び予防
⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均	23,901円
⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額	16,324円
⑦ その他	マージン率には以下が含まれます。 ・健康保険（雇用保険・厚生年金・健康保険・労災保険） ・福利厚生費（有給休暇・健康診断・会社親睦会行事等） ・教育研修費（資格取得費用・講習会参加費用等） ・会社運営費（事務所経費・営業費用等） ・営業利益
⑧ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について	・労使協定を締結しているか否か：締結済 ・労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者 ・労使協定の有効期間の終期：2027年3月31日